

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地
第433会計隊長 山口 護

下記入札を実施するので参加されたい。

1 入札方法：一般競争入札

2 入札事項

品名	規格	単位	数量	搬出場所	代金納付期限・引渡期限	備考
使用済自動車の売払い 別紙内訳書及び仕様書のとおり				駒門駐屯地	代金納付期限 H31.3.29 引渡期限	1グループ
鉄屑	級外(L2)	kg	5,798.00		代金納付日から5日以内(H31.3.29まで)	2グループ

3 代金納付期限:平成31年3月29日

4 説明会・入札執行の場所・日時

- (1) 説明会場所 陸上自衛隊駒門駐屯地
日時 個別に調整
売払物品の現物確認を希望する場合は、14(7)に示す業務隊担当者に現物確認の希望を連絡すること。
- (2) 入札執行場所 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 業務隊隊舎1F 会計隊入札室
日時 平成31年2月25日 11時00分

5 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地 第433会計隊 契約班
(2) 東部方面会計隊ウェブサイト (<http://www.mod.go.jp/gsd/ae/kaikai/efin/index.html>)
(3) 前各号のほか、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書を適用するものとする。1グループについて契約書には「標準契約書」の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付し、契約者による解体の完了の届け出をもって売払い物品の所有権を移転するので承知の上入札に参加すること。

6 参加資格

- (1) 契約担当官から指名停止の処置を受けている期間中でない者。
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
(3) 平成28、29、30年度 競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」のうち競争参加地域が東海・北陸地域の「A・B・C」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者。
(4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負については防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。
ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」の全てを満たす者。資格を証明する書類を指示する期日までに提出すること。(1グループ参加者のみ)

7 保証金

- (1) 入札保証金:免除 但し落札者が契約締結に応じない場合は、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額の5/100に相当する額を違約金として徴収する。
(2) 契約保証金:免除 但し契約者がその契約を履行しない時は契約金額の10/100以上を違約金として徴収する。

8 無効入札

下記のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告の示した資格のない者の入札
(2) 入札に関する条項に違反した入札
(3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
(4) 電報、電話等による入札
(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

9 落札決定方法：総額(税込)とし、予定価格の制限の範囲で最高の価格をもって申し込みをした者とする。
但し落札となるべき最高入札者が二人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

10 契約書の作成：作成する。